



音更町消費者被害防止 ネットワークニュース



2022年 春号

令和4年度もよろしくお願ひします

音更町消費者被害防止ネットワークは平成17年6月24日に関係団体が連携し、悪質商法等の消費者被害を防止することを目的として設立されました。新型コロナウイルス感染拡大により、今年度も活動の縮小が見込まれますが、引き続き皆さまのご支援とご協力をお願いいたします。

令和4年度 音更町消費者被害防止ネットワークの活動(予定)

☆(消費者月間)街頭キャンペーン☆

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施時期等については協議の上進めてまいります。
5月の消費者月間においては**広報カーによる啓発のみ実施**します。【5月30日(月)】



☆広報車による巡回☆

街頭啓発カーより消費者トラブルへの注意を呼びかけます。(随時)

☆ネットワークニュース発行☆

タイムリーな情報を！年4回発行予定。



☆消費者の集い☆

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**現時点では開催については未定**となっております。今後、関係団体と協議・検討してまいります。



みんなで作ろう！消費者被害0の町

発行：音更町消費者被害防止ネットワーク(事務局：音更町消費者協会 TEL67-5541)
音更町老人クラブ連合会 音更町防犯協会 音更町民生児童委員協議会 音更町消費者協会

5月は消費者月間です

昭和43年5月に施行された「消費者保護基本法」施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月を「消費者月間」としています。消費者団体、事業者団体、行政等が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発等の事業を全国各地で集中的に行っています。

令和4年度 消費者月間統一テーマ

考えよう！大人になるとできること、気を付けること ～18歳から大人に～

2022年4月1日から成年年齢は18歳になり、「18歳から大人」になります。「今だけ」「ここだけ」「自分だけ」の消費行動から転換し、人や社会、地域などにも配慮した「自分で考える消費者」になることが必要です。周囲の大人も含め、改めて考えるとともに、自分事として捉え、実践していくことが求められています。

「18歳で大人」できるようになること・できなくなること

成年年齢引き下げにより、若者が契約トラブルなどに巻き込まれる危険性が大きく増えました。今まで以上に周囲の見守りが求められます。



今までどおり
20歳になるまでダメ



自分の意思で
契約できるよ



未成年者契約
の取消しが
できなくなる



未成年者が親の同意を
得ないで結んだ契約は
取り消せます

出典：全国消費生活相談員協会成年年齢引き下げパンフレット

相談
窓口

音更町消費生活センター 消費生活相談窓口

(共栄コミセン1階)

開設：月～土・9時から17時（休：祝日・第一月曜・年末年始）

◆消費生活相談電話は

32-3211



発行：音更町消費者被害防止ネットワーク(事務局：音更町消費者協会 TEL67-5541)
音更町老人クラブ連合会 音更町防犯協会 音更町民生児童委員協議会 音更町消費者協会